

令和6年度 第二級海上特殊無線技士講習（国家試験免除）

（この講習は公益財団法人日本無線協会が行う養成課程ですので、国家試験が免除になります。）

この免許は、海上における日本沿岸や近海の海域において、無線電話やファクシミリを使用する等、国内通信及び船舶のレーダーを取り扱うことができる資格で、旧無線電話甲に船舶レーダーの操作資格が追加されたものです。

平成14年2月1日以降、無線設備を有する総トン数20トン以上の船舶に乗船する甲板部職員は、国際航海に従事する船舶では『第一級海上特殊無線技士』、国際航海に従事しない船舶では『第二級海上特殊無線技士』以上の資格所持が義務付けられています。

1. 講習日程

講習期間	定員	締切日
令和6年6月14日(金)～令和6年6月16日(日)	40名	6月4日(火)
令和6年9月13日(金)～令和6年9月15日(日)	40名	9月3日(火)
令和6年12月7日(土)～令和6年12月9日(月)	40名	11月27日(水)
令和7年3月14日(金)～令和7年3月16日(日)	40名	3月4日(火)

2. 受講資格 年齢、経歴等の制限はありません。

3. 受講料 53,130円（免許申請印紙代1,750円を含みます。）

4. 宿泊 7,200円～(税込、1泊素泊り)
ご希望の方は、こちらで提携ホテルを予約いたします。

5. 申込方法 この講習は完全予約制です。
まずお電話でご予約の上、締切日迄に下記書類①～③をご提出、④受講料をお振込みください。※書類の到着順に正式に受付成立とさせていただきます。

- ①受講申込書
- ②住民票 1通（受講終了時に6ヶ月以内のもの）
- ③写真 3枚（縦3cm×横2.4cm、フチ無、正面、無帽無背景、同一写真、上三分身裏に氏名と生年月日を記入してください。）
- ④受講料 締切日までに、同封の払込取扱票(郵便局)か、下記銀行口座にお振込みください
三井住友銀行 尾道支店 (普通)No.355326 一般財団法人尾道海技学院 公益事業部

6. 注意事項

①本講習を受講すると国家試験の受験は免除されていますが、規定の講習時間をすべて受講し、講習の最後に実施される修了試験に合格しなければ免許証は交付されません。

不合格の場合、再試験及び再講習はできません。再度最初からの受講となります。

②講習当日集合の方は、午前 8 時 50 分までに学院へ集合してください。前日から宿泊される方については個別に「受付通知書」を送付してご案内いたします。

遅れるときは必ずご連絡をお願いします。

③第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士をお持ちの方は、無線工学の科目が免除されますので、講習は 2 日間で修了します。

④特殊無線技士(無線電話甲)をお持ちの方は受講される必要はありません。

⑤キャンセルの場合は、キャンセル料の 5,000 円いただきます。

⑥最少開講人員 13 名に満たないときは開講しません。ご了承ください。

⑦本講習は、全日本海員組合の海技資格取得研修補助の対象です。

組合員の方は、事前に最寄りの海員組合に補助申請の手続きをすれば、講習終了後 受講料の全額と往復の交通費実費相当額（居所変更した場合のみ）が、組合より補助されます。

※補助金の支給は、受講修了後です。受講料は本校にお支払いください。

7. お申込先及び講習場所 ※JR 新尾道駅、JR 尾道駅からタクシーで 7～8 分です。

一般財団法人 尾道海技学院

〒722-0025 広島県尾道市栗原東二丁目 18-43

TEL0848-37-8111 FAX0848-37-8110